

食育推進検討部会委員名簿（令和4年1月1日時点）

（五十音順・敬称略）

	役職	氏名	所 属	健康横浜21 推進会議委員	健康横浜21 推進会議臨時 委員
1	部会長	金子 佳代子	横浜国立大学 名誉教授		○
2		芦澤 豊	横浜市場活性化協議会 副会長		○
3		飯笹 光男	NPO法人 横浜ガストロノミ協議会 理事長(シェ・フルール横濱 料理長)		○
4		井上 恒次	一般社団法人 横浜市食品衛生協会 副会長		○
5		岩本 かをり	公益社団法人 神奈川県栄養士会		○
6		植木 美子	一般社団法人 ラシク045(芹が谷コミュニティेतとと 代表)		○
7		大久保 辰雄	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事		○
8		金子 勝巳	公益財団法人 よこはま学校食育財団 理事長		○
9		君塚 義郎	株式会社 崎陽軒 取締役 製造統括部長 兼 本店・レストラン事業部長		○
10		菅 千明	はまふうどコンシェルジュ(合同会社coconi 代表)		○
11		長島 由佳	ユカナガシマ・クッキングサロン		○
12		望月 選	一般社団法人 F・マリノススポーツクラブ 理事		○
13		望月 悟	一般社団法人 横浜市歯科医師会 常任理事		○
14		守分 光代	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長	○	
15		谷中 正弘	横浜農業協同組合 組織部 地域ふれあい課 課長		○

食育推進関係課長会議
(旧横浜市庁内食育推進会議幹事会) 委員名簿

令和4年2月1日現在

	区 局	補 職	課 長
1	金沢区	福祉保健課長	秋野 奈緒子
2	保土ヶ谷区	こども家庭支援課長	大吉 進
3	経済局	中央卸売市場本場経営支援課長	藤咲 貴裕
4	こども青少年局	企画調整課長	田口 香苗
5		子育て支援課 人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美
6		こども家庭課親子保健担当課長	戸矢崎 悦子
7	健康福祉局	企画課長	粟屋 しらべ
8		食品衛生課長	牛頭 文雄
9		保健事業課健康づくり担当課長	岩松 美樹
10	環境創造局	農業振興課長	朝倉 友佳
11	資源循環局	3R推進課長	津島 邦宏
12	教育委員会事務局	健康教育・食育課首席指導主事	青石 哲也

食育推進検討部会設置要綱

制定 令和 3 年 3 月 23 日 健保事第 4009 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、食育の推進に関して専門的見地から検討するため、健康横浜 2 1 推進会議運営要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項に基づき設置する「食育推進検討部会」（以下「検討部会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（検討事項）

第 2 条 検討部会は、次の事項について検討を行うものとする。

- （1）食育推進計画の策定に関する事項
- （2）食育の推進に関する事項
- （3）その他必要な事項

（構成）

第 3 条 検討部会は、要綱第 7 条第 2 項に基づき、健康横浜 2 1 推進会議（以下「推進会議」という。）の委員及び要綱第 4 条に基づき市長が任命した臨時委員のうちから推進会議の会長が指名する者をもって組織する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた時の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（部会長等）

第 5 条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。副部会長は、委員の中から部会長が指名する。
- 3 部会長は、検討部会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副部会長は、部会長が欠けたとき、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 検討部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員任命後、部会長選出前の検討部会の会議は、推進会議の会長が招集する。

- 2 部会長は、検討部会の会議の議長とする。
- 3 検討部会は、委員の過半数の出席により開催する。
- 4 検討部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、検討部会の部会長の決するところによる。

5 検討部会を欠席する予定の委員は、第2条に関する意見を書面により事前に提出することができる。

(会議の公開)

第7条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 部会長は、検討部会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(推進会議への報告)

第9条 検討部会は、会議内容を推進会議へ報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及び関係者は、検討部会の運営上知りえた秘密を厳守するとともに、これを他に利用してはならない。

(庶務)

第11条 検討部会の庶務は、健康福祉局保健事業課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討部の運営に関し必要な事項は、部会長が検討部の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。